

各地方機関の長
各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長

保存種別 第1種

警察庁丙交企発第26号
警察庁丙交指発第4号
警察庁丙都交発第7号
警察庁丙運発第6号
平成10年3月19日
警察庁交通局長

道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う交通警察の運営について

道路交通法の一部を改正する法律（平成9年法律第41号）等の改正の趣旨及び内容については、「道路交通法の一部を改正する法律等の施行について（依命通達）」（平成10年3月6日付け警察庁乙交発第1号）をもって通達されたところであるが、その事務処理上の留意事項等は別紙のとおりであるので、関係事務の運営に遺憾のないようにされたい。

別紙

(凡例)

- 「改正法」 道路交通法の一部を改正する法律（平成9年法律第41号）
「法」 改正法による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号）
「旧法」 改正法による改正前の道路交通法
「改正令」 道路交通法の一部を改正する政令（平成9年政令第391号）
「令」 改正令による改正後の道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）
「旧令」 改正令による改正前の道路交通法施行令
「改正府令」 道路交通法施行規則の一部を改正する総理府令（平成10年総理府令第2号）
「府令」 改正府令による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）
「旧府令」 改正府令による改正前の道路交通法施行規則
「推進センター規則」 交通安全活動交通安全活動推進センターに関する規則（平成10年国家公安委員会規則第3号）
「講習規則」 更新時講習を受ける必要がない者に係る講習の基準等に関する規則の一部を改正する規則（平成10年国家公安委員会規則第4号）による改正後の更新時講習を受ける必要がない者に係る講習の基準等に関する規則（「運転免許に係る講習に関する規則」平成6年国家公安委員会規則第4号）
「整備規則」 道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則（平成10年国家公安委員会規則第5号）
「指定規則」 指定講習機関に関する規則の一部を改正する規則（平成10年国家公安委員会規則第6号）による改正後の指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）

第1 運転免許に関する規定の整備

- 1 違反者講習に関する規定の新設（法第102条の2、法第103条、法第107条の4の2、法第107条の5、法第108条の2、令第37条の8、令第43条、令別表第2、府令第38条、府令第38条の4の2、講習規則第3条及び講習規則第5条関係）

(1) 趣旨

運転者としての危険性が高い者は、道路交通の場から速やかに排除するとともに、これにより自省を促してその者の危険性の改善を図ることが必要であるが、危険性が相対的に低く、教育による改善が期待できる者については、行政処分を課すことなく、講習の受講を義務付けることにより、その者の危険性を改善し、道路交通の安全を確保するという目的を達成できると考えられる。

そこで、軽微違反行為をし、一定の基準に達した者に対しては、違反者講習の受講を義務付けることとし、当該講習を受けた場合には行政処分を行わないこととした。

また、道路における交通の安全と円滑に資する活動を行うことにより、運転者としての資質が向上し危険性が改善されることが考えられることから、この活動の体験を

違反者講習の方法の一つとした。

(2) 内容

ア 軽微違反行為である違反行為は、基礎点数が3点以下である違反行為とした。

(令第37条の8第1項)

イ 違反者講習に係る行為の基準は、次のいずれの要件も満たすこととした。(同条第2項)

(ア) 軽微違反行為をし、当該違反行為に係る累積点数が6点であること。

(イ) 軽微違反行為をした時において、令別表第2に規定する前歴がないこと。

(ウ) 軽微違反行為をした日を起算日とする過去3年以内に違反者講習若しくは行政処分の基準に該当する違反行為又は重大違反唆し等若しくは道路外致死傷をしたことがないこと。

ウ 違反者講習は、運転者としての資質の向上に関する事、自動車又は原動機付自転車(以下「自動車等」という。)の運転について必要な適性並びに道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知識について行うこととした。(府令第38条第13項第1号)

エ 違反者講習は、講習を受けようとする者の選択により、運転者の資質の向上に資するものとして国家公安委員会規則で定める活動(以下「社会参加活動」という。)の体験を含む講習(以下「社会参加活動を含む講習」という。)又は社会参加活動を含む講習以外の講習(以下「社会参加活動を含まない講習」という。)のいずれかを行うこととし、社会参加活動を含まない講習においては、自動車等の運転又は運転シミュレーターの操作により行う検査による適性に関する調査に基づく指導(以下「実車による指導」という。)を含むものとした。

また、社会参加活動を含む講習においては、教本、自動車等の構造見本、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材、社会参加活動を含まない講習においては、教本、自動車等、自動車等の構造見本、運転シミュレーター、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこととした。(同項第2号)

オ 社会参加活動は、次のいずれかに該当する活動とした。(講習規則第3条)

(ア) 道路を通行する者に対する交通安全教育

(イ) 歩行者の誘導その他の道路を通行する者の通行の安全を確保するための活動

(ウ) 適正な交通の方法又は交通事故防止についての広報活動その他道路における交通の安全と円滑に資するための広報活動

(エ) (ア) から (ウ) までに掲げるもののほか道路における交通の安全と円滑に資する活動

カ 講習時間は6時間とした。(府令第38条第13項第3号)

キ 手数料は、社会参加活動を含む講習については9,600円、社会参加活動を含まない講習については13,800円とした。また、通知手数料については、900円とした。(令第43条及び講習規則第5条第2項)

ク 違反者講習を受けた場合には行政処分を行わないこととした。また、その後に違反行為をした場合の累積点数の計算においては、受講の基準に該当することとなった軽微違反行為及び当該行為をする前の軽微違反行為に係る点数は加算しな

いこととすると同時に、前歴（令別表第2に掲げる事由をいう。以下同じ。）のように処分を加重するための事由として違反者講習を受講したことを評価しないこととした。

また、違反者講習を受けなかった者に対しては行政処分を行い、当該処分が停止処分である場合には、停止処分者講習を行わないこととした。（法第90条第2項、法第103条第2項、法第107条の5第1項、法第108条の2第1項第3号、令33条の2第2項第5号及び令別表第2）

ケ 違反者講習に係る規定は、平成10年10月1日以後にした行為が、違反者講習の受講の基準に該当した者について適用することとした。（改正法附則第3条第2項）

コ アからケまでの規定は、平成10年10月1日から施行することとした。

(3) 留意事項

ア 令第37条の8において、軽微違反行為は、別表第1の1の表に定める点数が3点以下である違反行為とした。すなわち、違反行為をし、よって交通事故を起こした場合の当該違反行為に付する点数（基礎点数と付加点数の和）が3点を超えた場合であっても、違反行為に付する基礎点数が3点以下である場合には、当該違反行為は「軽微違反行為」である。

イ 自動車等の運転について必要な適性に関する調査及びこれに基づく指導を行うためには、路上で実際の道路交通の状況に即してこれを行うことが効果的であるが、二輪の自動車又は原動機付自転車を用いた指導については、路上で指導を行うことが困難である場合や交通渋滞をもたらすなど道路交通の安全と円滑を阻害する場合がありますことから、府令第38条第13項第2号において「コース若しくは道路」と規定し、コースにおいてもこれを行うこともできることとした。

ウ 府令第38条第13項第2号「運転適性検査器材」とは、視覚を通じた刺激に対する反応の速度及び正確性を検査する器材、動体視力検査器、夜間視力検査器等の運転適性を検査する器材をいう。また、運転シミュレーターとして使用する設備を用いて、運転適性を検査することが可能であれば、当該設備は、運転シミュレーターであり、かつ、運転適性検査器材でもあることになる。

エ 違反者講習の運用については、別途通達する。

2 高齢者講習に関する規定の整備（法第101条の4、法第108条の2、令第43条及び府令第38条関係）

(1) 趣旨

高齢者は、老齢に伴って身体機能が低下する傾向にあるが、高齢の運転者による死亡事故率が高い理由として、高齢者が自らのこのような身体機能の状況を自覚し、これに応じた運転をしていないことが考えられるところである。

そこで、統計上死亡事故を起こす比率が他の年齢層に比較して極めて高くなっている75歳以上の運転者に対し、実際に自動車等を運転させるなどして、老齢に伴う身体機能の低下を自覚させ、これに応じた安全運転の方法について具体的に指導することを内容とする講習を義務付けることとした。

(2) 内容

ア 受講の対象者は、免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が75歳以上のものとした。また、講習を受けていなければならない時期は、更新期間が満了する日前2月以内とした。(法第101条の4)

イ 高齢者講習は、運転者としての資質の向上に関する事、身体の機能の状況その他の自動車等の運転について必要な適性並びに道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知識について行うこととした。(府令第38条第12項第1号)

ウ 高齢者講習は、自動車等の運転により行う検査による適性に関する調査に基づく指導を含むこととした。また、教本、自動車等、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこととした。(同項第2号及び第3号)

エ 講習時間は3時間とした。(同項第4号)

オ 手数料は、講習1時間につき2,100円とした。(令第43条)

カ 高齢者講習を受けた者は、更新時講習を受けなくてよいこととした。(法第101条の3第1項及び令第37条の6)

キ アに係る規定は、更新期間が満了する日が平成10年12月1日以後である免許証の更新を受けようとする者について適用することとした。(改正法附則第3条第1項)

ク アからキまでの規定は、平成10年10月1日から施行することとした。

(3) 留意事項

ア 自動車等の運転について必要な適性に関する調査及びこれに基づく指導を行うためには、路上で実際の道路交通の状況に即して行うことが効果的であるが、二輪の自動車又は原動機付自転車を用いた指導においては、路上で指導を行うことが困難である場合や交通渋滞をもたらすなど道路交通の安全と円滑を阻害する場合があります。また、高齢者講習の受講者がいわゆるペーパードライバーであることが考えられ、路上で指導を行うことに危険を伴う場合があります。ことから府令第38条第12項第3号において「コース若しくは道路」と規定し、コースにおいてもこれを行うこともできることとした。

イ 府令第38条第12項第2号の「運転適性検査器材」の意味については、違反者講習の項(1(3)ウ)を参照すること。

ウ 高齢者講習については、更新時講習における特定任意講習の制度のように、事前に一定の講習を終了していれば、当該講習を受ける必要がないという制度はとられていない。

エ 高齢者講習の運用については、別途通達する。

3 取消処分者講習に関する規定の整備(法第108条の4、令第43条、府令第38条及び指定規則第6条関係)

(1) 趣旨

取消処分者講習については、受講後免許を再取得した者の事故率が、一般の運転者と比べてなお高い値を示していることから、その内容を見直し、充実を図ることとした。

(2) 内容

ア 取消処分者講習に用いる教材として運転シミュレーター及び運転適性検査器材を加えることとした。(府令第38条第2項第3号)

イ 手数料は、講習1時間につき2,600円とした。(令第43条)

ウ 平成10年9月30日以前に旧府令に規定する取消処分者講習を終了した者は、府令に規定する取消処分者講習を終了した者とみなすこととした。(改正府令附則第3項)

エ アからウまでの規定は、平成10年10月1日から施行することとした。

(3) 留意事項

ア 府令第38条第2項第3号「運転適性検査器材」の意味については、違反者講習の項(1(3)ウ)を参照すること。

イ 取消処分者講習の運用については、別途通達する。

4 停止処分者講習に関する規定の整備(令第43条及び府令第38条第3項関係)

(1) 趣旨

停止処分者講習については、危険性を有する運転者の改善に有効な運転適性指導を取り入れるなど、その内容を見直し、充実を図ることとした。

(2) 内容

ア 停止処分者講習は、講習事項として運転者としての資質の向上に関する事、自動車等の運転について必要な適性並びに道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知識について行うこととした。(府令第38条第3項第2号)

イ 実車による指導を行うこととし、また、停止処分者講習に用いる教材として運転シミュレーターを加えた。(同項第3号及び同項第4号)

ウ 手数料は、講習1時間につき2,300円とした。(令第43条)

エ アからウまでの規定は、平成10年10月1日から施行することとした。

(3) 留意事項

ア 停止処分者講習において行うこととする実車による指導は、自動車等の運転について必要な適性に関する講習に含まれるものとし、講習事項に自動車等の運転について必要な技能を含めないこととした。

イ 模擬運転装置についてはこれまで、講習に用いる教材として例示していたものであるが、今後は模擬運転装置に代え、高度な検査を行うことができる運転シミュレーターを用いることとしたので、教材の例示から削除することとした。

また、反応分析装置については、教材の例示とする必要がなくなったことから、例示から削除することとした。

ウ 府令第38条第3項第3号「運転適性検査器材」の意味については、違反者講習の項(1(3)ウ)を参照すること。

エ 停止処分者講習の運用については、別途通達する。

5 講習の委託先の要件についての規定の整備(府令第38条の3及び講習規則第4条関係)

(1) 趣旨

これまで、講習の委託先の要件は、「講習を行うのに必要かつ適切な組織及び能

力を有すると公安委員会が認める」者という抽象的なものであったが、講習を行うのに必要な「設備」を有していることを委託先の要件として明記することとともに、講習の新設又は見直しに伴い、所要の改正を行い、運転適性指導を行う者が備えるべき能力に係る要件について具体的に定めることとした。

(2) 内容

ア 府令第38条の3ただし書の「国家公安委員会規則で定める講習」（停止処分者講習、高齢者講習又は違反者講習）の委託を受ける公益法人その他の者が当該講習の業務を行うために必要な数以上置かなければならない者は、次のいずれにも該当する者とした。（講習規則第4条第2項）

(ア) 25歳以上の者

(イ) 講習における指導に用いる自動車等を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）を現に受けている者

(ウ) 運転適性指導に従事した経験の期間がおおむね1年以上の者

(エ) 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格し、又は講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習を終了した者

イ 講習規則第4条第2項第4号の「国家公安委員会が指定する講習」として、次の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げるものを指定することとした。（平成10年国家公安委員会告示第3号）

区分	国家公安委員会が指定する講習
停止処分者講習	自動車安全運転センターが行う運転適性講習指導員研修 又は違反者・停止処分者講習指導員研修
高齢者講習	自動車安全運転センターが行う運転適性講習指導員研修 又は高齢者講習指導員研修
違反者講習	自動車安全運転センターが行う運転適性講習指導員研修 又は違反者・停止処分者講習指導員研修

ウ ア及びイの規定は、平成10年10月1日から施行することとした。

(3) 留意事項

ア 府令第38条の3ただし書の「国家公安委員会規則で定める講習」として、講習規則第4条第1項に停止処分者講習、高齢者講習及び違反者講習を規定したのは、これらの講習が新設又は見直しにより、運転適性指導を行うこととしたため運転適性指導について一定の要件を有する者が行う必要があるためである。

イ 府令第38条の3の「設備」とは、教室、コース、自動車等、運転シミュレーター、運転適性検査器材等の講習を行うのに必要な設備をいう。

ウ 講習を委託するに当たって留意すべき事項については、別途通達する。

6 指定講習機関に関する規定の整備（指定規則第6条関係）

(1) 趣旨

取消処分者講習に用いる教材として運転シミュレーター及び運転適性検査器材を加えたことに伴い、取消処分者講習を行う指定講習機関の基準について所要の規定の整備を行うこととした。

(2) 内容

取消処分者講習を行う指定講習機関は、設備として運転シミュレーター及び運転適性検査器材を有していなければならないことを要件に加えることとした。(指定規則第6条第2号ロ)

- 7 免許を受けることができない期間に関する規定の整備(法第90条、法第103条、法第107条の5、令第33条の2、令第33条の3、令第33条の4、令第38条、令第40条、令別表第2及び令別表第2の2関係)

(1) 趣旨

免許の拒否、取消し又は6月を超える期間の自動車等の運転の禁止(以下「免許の取消し等」という。)の処分を受けたことがある者が再び違反行為又は重大違反等若しくは道路外致死傷(以下「違反行為等」という。)を理由とした免許の取消し等の基準に該当したときは、その者は法秩序無視の心理的傾向が顕著で、危険性が極めて高い運転者であると認められる。

そこで、違反行為等を理由とした免許の取消し等の処分を受けた者が、その後一定の期間内に再度免許の取消し等の基準に該当することとなったときは、当該処分に係る免許を受けることができない期間(以下「欠格期間」という。)を延長することとした。

また、欠格期間の延長に伴い、違反を繰り返す者を従来よりも長期間道路交通の場から排除することが適当であると考えられることなどから、令別表第2に規定する処分の基準点数に係る区分を改正し、前歴が3回以上である者については、より長期間道路交通の場から排除することができることとした。

(2) 内容

ア 違反行為等を理由とした免許の取消しの場合において、過去の免許の取消し等に係る欠格期間が満了した日から5年を経過する日までの間に当該違反行為等が行われたときは、欠格期間を2年間延長することとした。また、免許の拒否又は6月を超える期間の自動車等の運転の禁止の場合は、免許を受けていない者についての処分であるから、過去の免許の取消し等に係る欠格期間内又はこれに続く5年の期間内に当該違反行為等(自動車等の運転の禁止の場合は当該違反行為)が行われたときも、欠格期間を2年間延長することとした。(法第90条第6項、法第103条第6項、法第107条の5第8項、令第33条の2第1項、令第33条の3、令第33条の4、令第38条第2項及び令第40条)

イ 処分の基準点数を、前歴の回数(なし、1回、2回、3回以上)に応じ、4段階に区分することとした。(令別表第2)

ウ 平成10年4月1日前に改正前の法の規定による免許の拒否又は取消しの基準に該当したことを理由としてこれらの処分を受けた者に対する欠格期間の指定については、なお従前の例によることとした。(改正法附則第2条第1項)

エ 平成10年4月1日前に違反行為をしたことを理由とする免許の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止若しくは欠格期間の指定又は運転禁止の基準については、新令別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例によることとした。(改正令附則第3項)

オ アからエまでの規定は、平成10年4月1日から施行することとした。

8 自動車等の運転者に重大違反行為をさせた者等に対する免許の拒否等に関する規定の整備（法第90条、法第103条、令第33条の2、令第33条の7、令第33条の8、府令第38条及び府令第39条の3関係）

(1) 趣旨

重大違反唆し等をした者は、自ら違反行為を行ってはいないが、その遵法意識の欠如にかんがみると、運転者としての危険性が極めて高い。また、道路外致死傷をした者は、本来払うべき注意を払わず人を死傷させるなどの行為に徴表される適性の欠如にかんがみると、運転者としての危険性が道路上で違反行為を行って交通事故を起こした運転者と変わらない。そこで、基準を明確化し、特に危険性が高い者について免許の拒否又は取消しをすることができることとした。

(2) 内容

ア 重大違反行為は、基礎点数が6点以上である違反行為とした。（令第33条の2第4項）

イ 重大違反唆し等をした者については、当該重大違反唆し等に係る違反行為をした者に対する処分基準を、また、道路外致死傷をした者については、道路において交通事故を起こした者に対する処分基準をそれぞれ勘案し、次のとおりとした。（令別表第2の2）

区分 処分基準	重大違反唆し等	道路外致死傷
①拒否・取消し (欠格期間3年)	—	故意によるもの
②拒否・取消し (欠格期間1年)	基礎点数が15点である違反行為の唆し等	人の死亡に係るもので専ら当該行為をした者の不注意によるもの
③保留・停止	基礎点数が6点から13点までである違反行為の唆し等	人の死亡又は人の傷害（※）に係るもの（①及び②に係るものを除く。）

(※) 負傷者の負傷の治療に要する期間（当該負傷者の数が二人以上である場合にあっては、これらの者のうち最も負傷が高い程度が高い者の負傷の治療に要する期間）が15日以上である者に限る。

ウ 平成10年4月1日前にした重大違反唆し等又は道路外致死傷については、免許の拒否、保留、取消し又は効力の停止に係る規定は適用しないこととした。

(改正法附則第2条第2項)

エ アからウまでの規定は、平成10年4月1日から施行することとした。

(3) 留意事項

ア 国際運転免許証又は外国運転免許証を所持する者が、重大反唆し等又は道路外致死傷をした場合には、自動車等の運転禁止の処分をしないこととした。

イ 重大違反唆し等又は道路外致死傷に係る免許の保留又は効力の停止の基準に該

当することとなった者の処分の基本量定については、別途通達する。

9 申請による免許の取消しに関する規定の整備（法第104条の4、令第39条の2の2、令第39条の2の3及び府令第30条の9関係）

(1) 趣旨

高齢運転者の中には身体機能の低下を自覚し、自らの安全と道路交通に与える影響を考慮して免許を失効させたいと考える者があるが、現在は、免許を受けた者の申請により免許の効力を失わせるための手続が定められていないことから、このような要望にこたえるために、規定を整備することとした。

また、併せて、免許の取消しを申請する際に、取消しに係る免許の種類に応じて一定の免許を受けることができることとした。

(2) 内容

ア 免許の取消しを申請した者が受ける旨の申出をすることができる他の種類の免許は、取消しに係る免許により運転することができる種類の自動車等を運転することができる他の種類の免許（いわゆる「下位免許」）とした。具体的には次のとおりとすることとした。（令第39条の2の2）

取消しに係る免許の種類	受ける旨の申出をすることができる免許の種類
大型免許	普通免許、小型特殊免許又は原付免許
普通免許	小型特殊免許又は原付免許
大型特殊免許	小型特殊免許又は原付免許
大型二輪免許	普通二輪免許、小型特殊免許又は原付免許
普通二輪免許	小型特殊免許又は原付免許
大型第2種免許	大型免許、普通免許、小型特殊免許、原付免許又は普通第二種免許
普通第2種免許	普通免許、小型特殊免許又は原付免許
大型特殊第2種	大型特殊免許、小型特殊免許又は原付免許
<small>けん</small> 牽引第2種免許	<small>けん</small> 牽引免許

イ 次の場合には、申請による免許の取消しを行わないこととした。（令第39条の2の3第2号、同条第3号及び同条第4号）

(ア) 申請者が、免許の取消しの基準に該当しているとき

(イ) 申請者が、免許の効力が停止されている者であるとき、又は免許の効力の停止の基準に該当しているとき

(ウ) 申請者が、申請に係る免許について法第100条の2第1項の基準該当初心運転者（同項各号のいずれかに該当する者及び同項の再試験に合格した者を除く。）に該当しているとき

ウ 2以上の種類の免許を受けており、そのうちの1の免許の取消しを申請する場合、取消しに係る免許以外の免許に当該取消しに係る免許により運転することができる自動車等をすべて運転することができる他の種類の免許（いわゆる「上位免許」）が含まれている場合には、申請による取消しを行わないこととした。

（令第39条の2の3第1号）

エ アからウまでの規定は、平成10年4月1日から施行することとした。

第2 交通の安全と円滑に資するための民間の組織活動等の促進を図るための規定の整備

1 民間の組織活動等の促進を図るための公安委員会の措置に関する規定の整備

(1) 民間の組織活動等の促進を図るための公安委員会の措置に関する規定の新設（法第108条の26関係）

ア 趣旨

依然として厳しい交通情勢の下において、交通の安全と円滑を確保するためには、警察自らがその取組みを強化して行くべきことはもちろんであるが、道路交通の量的拡大とそれに伴う業務の増大に警察のみで対応することが困難である現状においては、民間組織や地方公共団体により行われる交通安全活動の促進を図ることが重要である。また、当該交通安全活動が的確かつ円滑に実施されるためには、警察が当該交通安全活動に対し必要な措置を講じていく必要がある。

そこで、公安委員会が、これらの交通安全活動に対し必要な措置を講ずることとする規定を設け、その積極的な推進を図ることとした。

イ 内容

(ア) 公安委員会は、道路における交通の安全と円滑に資するための次に掲げる活動で民間の自主的な組織活動として行われるものの促進を図るため、情報の提供、助言、指導その他必要な措置を講ずることとした。（法第108条の26第1項各号）

a 道路を通行する者に対する交通安全教育

b 歩行者の誘導その他の道路を通行する者の通行の安全を確保するための活動

c 適正な交通の方法又は交通事故防止についての広報活動その他道路における交通の安全と円滑に資するための広報活動

d 道路における適正な車両の駐車又は道路の使用についての啓発活動その他道路における交通の安全と円滑に資するための啓発活動

e その他道路における交通の安全と円滑に資するための活動

(イ) 公安委員会は、地方公共団体が行う交通安全対策の的確かつ円滑な実施が図られるよう、関係地方公共団体の長に対し、当該関係地方公共団体の区域における交通事故の発生の状況に関する情報の提供その他必要な措置を講ずることとした。（同条第2項）

(ウ) (ア) 及び (イ) の規定は、平成10年4月1日から施行することとした。

ウ 留意事項

(ア) 第1項の「情報の提供、助言、指導その他必要な措置」として、例えば

a 情報の提供

交通事故の発生件数や交通事故原因等の交通事故防止に関する情報の提供

b 助言

交通安全教育の内容、方法等についての助言

c 指導

街頭活動を適切に行う上で必要な留意事項についての指導

d その他必要な措置

民間の組織による交通安全活動への警察職員の派遣
等が挙げられる。

(イ) 法第108条の26第1項各号の活動として、例えば

第1号 交通少年団が行う児童に対する自転車の乗り方等に関する交通安全教室

第2号 交通安全母の会が行う児童の通学路通行時の誘導活動

第3号 安全運転管理者協議会が行う交通事故防止に関するポスター掲示、チラシ配布等の広報活動

第4号 交通安全協会が行うシートベルト着用促進のための街頭啓発活動

第5号 交通安全協会が行う交通事故に関する相談
等が挙げられる。

(ウ) 地方公共団体は、その区域における交通の安全に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該区域の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する（交通安全対策基本法第4条）ことから、地方公共団体に対し、交通安全対策を積極的に推進していくよう働きかけていくこと。

(エ) 公安委員会の措置として（ア）を例示したが、これにとどまることなく、各地の実態に即した施策を考案し積極的に推進すること。

(2) 公安委員会による交通安全教育に関する規定の新設（法第108条の27関係）

ア 趣旨

高齢歩行者の交通事故死者が増加している等の現下の交通事故情勢にかんがみると、歩行中の交通安全に関する教育を充実させるなど広く住民一般に対する交通安全教育を充実させていく必要があることから、公安委員会が交通安全教育を行うよう努めるものとする規定を設け、その積極的な推進を図ることとした。

イ 内容

(ア) 公安委員会は、適正な交通の方法及び交通事故防止について住民の理解を深めるため、住民に対する交通安全教育を行うように努めなければならないこととした。（法第108条の27）

(イ) (ア)の規定は、平成10年4月1日から施行することとした。

ウ 留意事項

(ア) 公安委員会による交通安全教育の基準となるものとして法第108条の28第1項の規定に基づき国家公安委員会が交通安全教育指針を作成し、これを公表することとした。

(イ) 住民に対する交通安全教育を効果的に実施するため、必要に応じて民間組織及び地方公共団体と連携を図ること。

(3) 交通安全教育指針の作成及び公表に関する規定の新設（法第108条の28関係）

ア 趣旨

現在、道路を通行する者が適正な交通の方法を容易に理解することができるようにするため、国家公安委員会は、法令で定める道路の交通の方法等の知識を内容とする交通の方法に関する教則を作成し、これを公表している。

しかしながら、道路を通行する者が現実の道路交通の場で適正に通行できるようになるためには、教則の内容を知識として理解することに加えて適正な交通の方法に関する技能及び知識等を習得することが重要であり、そのための交通安全教育を充実させる必要がある。

そこで、道路を通行する者に対する交通安全教育を行う者が効果的かつ適切に交通安全教育を行うことができるようにし、及び公安委員会によって行われている交通安全教育の基準とするため、国家公安委員会が交通安全教育に関する指針を作成し、これを公表することとした。

イ 内容

(ア) 国家公安委員会は、道路を通行する者に対する交通安全教育を行う者が効果的かつ適切な交通安全教育を行うことができるようにし、及び公安委員会が行う前条の交通安全教育の基準とするため、次に掲げる事項を内容とする交通安全教育指針を作成し、これを公表することとした。(法第108条の28第1項)

a 自動車等の安全な運転に必要な技能及び知識その他の適正な交通の方法に関する技能及び知識を習得する機会を提供するための交通安全教育の内容及び方法

b 交通事故防止に関する知識を習得する機会を提供するための交通安全教育の内容及び方法

c a及びbのほか道路を通行する者に対する交通安全教育を効果的かつ適切に行うために必要な事項

(イ) 交通安全教育指針は、道路を通行する者が、交通安全教育に係る学習の機会を通じて、適正な交通の方法及び交通事故防止に関する技能及び知識を自主的に習得する意欲を高めるとともに、その年齢若しくは通行の態様又は業務に関し通行する場合にあってはその業務の態様に応じたこれらの技能及び知識を段階的かつ体系的に習得することができるように配慮して作成されなければならないこととした。(同条第2項)

(ウ) (ア)及び(イ)の規定は、平成10年4月1日から施行することとした。

ウ 留意事項

(ア) 「道路を通行する者に対する交通安全教育を行う者」とは、幼児交通安全クラブ、交通少年団、老人クラブに設けられた交通安全部会等様々な立場で交通安全教育に携わっている者をいう。

(イ) 交通安全教育指針に関する事項は、同指針の公表後に別途通達する。

(4) 都道府県交通安全活動推進センター及び全国交通安全活動推進センターに関する規定の整備(法第108条の31、法第108条の32及び推進センター規則関係)

ア 趣旨

交通の安全と円滑を確保するためには、運転適性指導や交通事故相談といった事業の推進が重要になってきているが、このような非権力的活動については、道路交通の量的拡大に伴い警察の業務が増加している現状においては、民間活力を導入することとした方が効率的である。また、運転適性指導及び交通事故相談は、

その活動の性質上、個人の秘密にも深く関与するものであることから、これを行う団体の法律上の位置付けを明確にするとともに、従事する役職員等の守秘義務規定を設けるなどする必要がある。

現在、道路使用適正化センターは、道路使用に関する相談や地域交通安全活動推進委員に対する研修といった事業を行っているが、これと併せて運転適性指導や交通事故相談といった事業についても、道路使用適正化センターの事業と一体的に行われることとした方がこれらの事業を効率的に実施することができる上に、警察による指導監督も効率的に行うことができる。

以上のことから、旧法の道路使用適正化センターの事業に運転適性指導や交通事故相談といった事業を加え、同センターをこれらの新規の事業を含めた事業を行う団体の名称にふさわしい「交通安全活動推進センター」に改組することとした。

イ 内容

(ア) 都道府県交通安全活動推進センター関係（法第108条の31）

a 都道府県交通安全活動推進センター（以下「都道府県センター」という。）は、当該都道府県の区域において、都道府県道路使用適正化センターが行っていた事業に加えて、新たに

(a) 適正な交通の方法、交通事故防止その他道路における交通の安全に関する事項について広報活動

(b) 適正な交通の方法、交通事故防止その他道路における交通の安全についての啓発活動

(c) 交通事故に関する相談

(d) 運転適性指導（道路運送法第2条第2項に規定する自動車運送事業（貨物運送取扱事業法第2条第9項に規定する第2種利用運送事業を含む。）の用に供する自動車の運転者に対するものを除く。）

(e) 道路における交通の安全と円滑に資するための民間の自主的な組織活動を助けること

を行うこととした。（同条第2項）

b 都道府県センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、交通事故に関する相談及び運転適性指導に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととした。（同条第5項）

c 都道府県センターは、第2項各号に掲げる事業の遂行に当たっては、関係する機関及び団体の活動の円滑な遂行に配慮して、これらの活動との調和及び連携を図らなければならないこととした。（同条第7項）

d 都道府県センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者が、交通事故に関する相談及び運転適性指導に関して知り得た秘密を漏らした場合は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処することとした。（法第117条の3第3号）

e 改正法の施行の際現に指定を受けている都道府県道路使用適正化センターは、改正法の施行日である平成10年4月1日に都道府県センターとしての

指定を受けたものとみなすこととした。（改正法附則第4条）

（イ）全国交通安全活動推進センター関係（法第108条の32）

a 全国交通安全活動推進センター（以下「全国センター」という。）は、全国道路使用適正化センターが行っていた事業に加えて、新たに

（a）交通事故に関する相談に応ずる業務を担当する者及び運転適性指導の業務を担当する者その他都道府県センターの業務を行う者に対する研修

（b）適正な交通の方法、交通事故防止その他道路における交通の安全に関する事項について2以上の都道府県の区域における広報活動

（c）適正な交通の方法、交通事故防止その他道路における交通の安全についての2以上の都道府県の区域における啓発活動

（d）運転適性指導に関する調査研究

（e）道路を通行する者に対する交通安全教育を行う者の資質の向上に必要なとされる技能及び知識に関する研修（道路運送法及び貨物自動車運送事業法に規定する運行管理者に対するものその他推進センター規則で定めるものを除く。）

を行うこととした。（同条第2項）

b 全国センターは、第2項各号に掲げる事業の遂行に当たっては、関係する機関及び団体の活動の円滑な遂行に配慮して、これらの活動との調和及び連携を図らなければならないこととした。（同条第3項）

c 改正法の施行の際現に指定を受けている全国道路使用適正化センターは、改正法の施行日である平成10年4月1日に全国センターとしての指定を受けたものとみなすこととした。（改正法附則第5条）

（ウ）推進センター規則関係

道路使用適正化センターを交通安全活動推進センターに改組したことに伴い、道路使用適正化センターに関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第8号。以下「適正化センター規則」という。）を廃止し、推進センター規則を定めることとしたが、推進センター規則と適正化センター規則とで異なる点は、次のとおりである。

a 交通事故相談員の資格要件（第4条）

（a）都道府県センターは、次のいずれかに該当する者を法第108条の31第2項第3号の規定による交通事故に関する相談に応ずる業務（以下「相談業務」という。）に従事させてはならないこととした。

① 25歳未満の者

② 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの

③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者（④に該当する者を除く。）

④ 法第108条の31第5項（同条第2項第3号に係る部分に限る。）の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない

者

⑤ 次のいずれにも該当しない者

I 交通事故に関する相談に従事した経験の期間がおおむね3年以上の者

II 国家公安委員会が指定する交通事故に関する相談についての研修を修了した者

III I又はIIに掲げる者と同等以上の交通事故に関する相談に関する技能及び知識を有すると認められる者

(b) 都道府県センターは、相談業務に従事する者（以下「交通事故相談員」という。）に対し、交通事故相談員証（推進センター規則別記様式第1号）を交付しなければならないこととした。

(c) 交通事故相談員は、相談業務に従事するに当たっては、(b)の交通事故相談員証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならないこととした。

b 運転適性指導者の資格要件（第6条）

(a) 都道府県センターは、次の各号のいずれかに該当する者を法第108条の31第2項第9号の規定による運転適性指導の業務（以下「指導業務」という。）に従事させてはならないこととした。

① 25歳未満の者

② 自動車又は原動機付自転車の運転に関し刑法第211条の罪又は法に規定する罪を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者（③に該当する者を除く。）

③ 法第108条の31第5項（同条第2項第9号に係る部分に限る。）の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

④ 指導業務に使用する自動車又は原動機付自転車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）を現に受けている者（免許の効力を停止されているものを除く。）でない者

⑤ 次のいずれにも該当しない者

I 運転適性指導に従事した経験の期間がおおむね3年以上の者

II 国家公安委員会が指定する運転適性指導についての研修を修了した者

III I又はIIに掲げる者と同等以上の運転適性指導に関する技能及び知識を有すると認められる者

(b) 都道府県センターは、指導業務に従事する者（以下「運転適性指導員」という。）に対し、運転適性指導員証（推進センター規則別記様式第3号）を交付しなければならないこととした。

(c) 運転適性指導員は、指導業務に従事するに当たっては、(b)の運転適

性指導員証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならないこととした。

c 国家公安委員会規則で定める研修（第11条）

全国センターが行う道路を通行する者に対する交通安全教育を行う者の資質の向上に必要とされる技能及び知識に関する研修から除かれる研修（法第108条の3第2項第6号）は、道路運送車両法に規定する整備管理者に対する研修とすることとした。

d 公安委員会は、改正法附則第4条第1項の規定により都道府県センターとしての指定を受けたものとみなされる当該都道府県センターに関し推進センター規則第1条第1項各号に掲げる事項を公示しなければならないこととした。（附則第4項）

(エ) (ア) から (ウ) までの規定は、平成10年4月1日から施行することとした。

ウ 留意事項

(ア) 「交通事故に関する相談」とは、例えば交通事故被害者の精神的ダメージの回復のためのカウンセリングや、損害賠償請求の手続きに関する相談等をいう。

(イ) 「運転適性指導」とは、「自動車等の運転に必要な適性に関する調査及びこれに基づく指導」（法第108条の4第1項第1号）をいう。

(ウ) 全国道路使用適正化センター及び都道府県道路使用適正化センターについては、法の施行日に全国センター及び都道府県センターとしての指定を受けたものとみなされることから、公安委員会が新たに指定を行う必要はない。

(エ) 全国センター及び都道府県センターの新規事業の運営に関する事項については、別途通達する。

第3 その他交通の安全及び円滑を図るための規定の整備

1 最高速度違反車両及び過労運転車両の使用者に対する措置に関する規定の整備（法第22条の2、法第66条の2及び法第75条の2関係）

(1) 最高速度違反行為に係る車両の使用者に対する指示（法第22条の2関係）

ア 趣旨

最高速度違反行為の中には、車両の使用者の運行管理が不適切であることが原因となっているものが見られることから、公安委員会が、車両の運行管理の改善を図るため、車両の使用者に対し、最高速度違反行為を防止するため必要な措置をとることを指示することができることとした。

また、警察と事業監督庁が連携して運行管理の実態把握及び改善に当たることにより、事業者の不適切な運行管理に係る最高速度違反行為をより効果的に防止するため、第2項の規定を設けることにした。

イ 内容

(ア) 車両の運転者が最高速度違反行為を当該車両の使用者（当該車両の運転者であるものを除く。）の業務に関してした場合において、当該最高速度違反行為に係る車両の使用者が当該車両につき最高速度違反行為を防止するため必要な運行の管理を行っているとは認められないときは、当該車両の使用の本拠の位置

を管轄する公安委員会は、当該車両の使用者に対し、最高速度違反行為となる運転が行われることのないよう運転者に指導し又は助言することその他最高速度違反行為を防止するため必要な措置をとることを指示することができることとした。（法第22条の2第1項）

(イ) (ア)の指示に係る車両の使用者が道路運送法の規定による自動車運送事業者、貨物運送取扱事業法の規定による第2種利用運送事業を經營する者又は軌道法の規定による軌道經營者（トロリーバスを運行するものに限る。）である場合における当該指示は、公安委員会が当該事業を監督する行政庁とあらかじめ協議して定めたところによってしなければならないこととした。（同条第2項）

(ウ) (ア)及び(イ)の規定は、平成10年4月1日から施行することとした。

ウ 留意事項

(ア)「使用者」とは、車両を使用する権限があり、かつ、その運行を支配し、管理する者をいい、一般的には自動車検査証に記載される「使用者」がこれに当たる。法人については本社ではなく当該車両が所属する営業所の長が、当該車両の所有権が売主に留保されている場合は実質的な所有者（買主）が、通常、それぞれ使用者となる。

(イ)「必要な管理を行っている」と認められないときとは、車両の使用者として通常行うべき運行の管理を十分に行っていないため、その結果として当該車両について最高速度違反行為が行われたものと認められるような場合をいい、使用者が運転者に対し最高速度違反行為をすることを誘発するような行為をしていたような場合、同一の車両について最高速度違反行為が繰り返された場合、同一の使用人の管理の下にある複数の車両について最高速度違反行為が行われた場合等がこれに当たる。

(ウ)第1項の規定に基づく指示は、車両の運転者が最高速度違反行為を「当該自動車の使用者の業務に関してした場合」に限り行われるものである。

(エ)第2項の規定に基づき、各公安委員会と運輸省の地方支分局との間で協議を行い、自動車運送事業者等の運行管理に関する情報の交換等を内容とする協定を締結することとなる。

(オ)最高速度違反行為に係る車両の使用者に対する指示に関する細目的事項は、別途通達する。

(2) 過労運転に係る車両の使用者に対する指示（法第66条の2関係）

ア 趣旨

過労運転の中には、車両の使用者の運行管理が不適切であることが原因となっているものが見られることから、公安委員会が、車両の運行管理の改善を図るため、車両の使用者に対し、過労運転を防止するため必要な措置をとることを指示することができることとした。

また、最高速度違反行為に係る指示と同様の理由により第2項を設けることとした。

イ 内容

(ア) 過労運転を当該車両の使用者（当該車両の運転者であるものを除く。）の業務に関してした場合において、当該過労運転に係る車両の使用者が当該車両につき過労運転を防止するため必要な運行の管理を行っているとは認められないときは、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、当該車両の使用者に対し、過労運転が行われることのないよう運転者に指導し又は助言することその他過労運転を防止するため必要な措置をとることを指示することができることとした。（法第66条の2第1項）

(イ) 法第22条の2第2項の規定を、(ア)の指示について準用することとした。（同条第2項）

(ウ) (ア)及び(イ)の規定は、平成10年4月1日から施行することとした。

ウ 留意事項

(ア) 「必要な管理を行っているとは認められないとき」とは、車両の使用者として通常行うべき運行の管理を十分に行っていないため、その結果として当該車両について過労運転が行われたものと認められるような場合をいう。使用者が運転者に対し過労運転をすることを誘発するような行為をしていたような場合、同一の車両について過労運転が繰り返された場合、同一の使用者の管理の下にある複数の車両について過労運転が行われた場合等がこれに当たる。

(イ) 第1項の規定に基づく指示は、車両の運転者が過労運転を「当該自動車の使用者の業務に関してした場合」に限られる。

(ウ) 第2項の規定に基づき、各公安委員会と運輸省の地方支分局との間で協議を行い、自動車運送事業者等の運行管理に関する情報の交換等を内容とする協定を締結することとなる。

(エ) 過労運転に係る車両の使用者に対する指示に関する細目的事項は、別途通達する。

(3) 最高速度違反行為及び過労運転に係る自動車の使用制限命令（法第75条の2関係）

ア 趣旨

自動車の使用者が業務に関し最高速度違反行為又は過労運転を下命し、又は容認した場合以外であっても、当該使用者が当該自動車を使用する限り、なお反復して最高速度違反行為又は過労運転が行われるおそれがある場合には、将来における交通の危険を予防する必要性は最高速度違反行為又は過労運転の下命・容認が行われる場合と同様であると考えられることから、当該自動車の使用制限命令を行うことができることとした。

この規定は、法第22条の2及び法第66条の2で最高速度違反車両及び過労運転車両に係る使用者に対する指示の規定が新設されたことに併せて規定されたものであり、使用者に対する指示の担保措置としての意味を有するものである。

イ 内容

(ア) 法第75条の2関係

公安委員会が自動車の使用者に対し次の表の左欄に掲げる指示をした場合において、当該使用者に係る当該自動車につきその指示を受けた後1年以内にそ

の指示の区分ごとに同表の中欄に掲げる違反行為が行われ、かつ、当該使用者が当該自動車を使用することについて同表の右欄に定めるおそれがあると認めるときは、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、当該使用者に対し、3月を超えない範囲内で期間を定めて、当該自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができることとした。（同条第1項）

自動車の使用者に対する指示	違反行為	当該自動車を使用することについてのおそれ
第22条の2第1項の規定による指示	最高速度違反行為	著しく交通の危険を生じさせるおそれ
第51条の4（第75条の8第3項において準用する場合を含む。）の規定による指示	放置行為	著しく交通の危険を生じさせ又は著しく交通の妨害となるおそれ
第58条の4の規定による指示	過積載をして自動車を運転する行為	著しく交通の危険を生じさせるおそれ
第66条の2第1項の規定による指示	過労運転	著しく交通の危険を生じさせるおそれ

また、この命令に違反した者は、3月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処せられ（法第119条第1項第12号の2）、両罰規定（法第123条）の適用により法人も処罰される。また、自動車の使用制限に関する標章を破損し、汚損し、又は取り除いた場合は、2万円以下の罰金又は料料に処せられる。（法第121条第1項第9号）

（イ）法第75条の2第1項の「政令で定める基準」（令第26条の7関係）

次の表1の左欄に掲げる違反行為が行われた場合において、自動車の使用者がその違反行為の区分ごとに同表の中欄に掲げる指示を受けた後1年以内における当該使用者の使用する当該指示に係る自動車に係る違反行為関係累計点数（当該違反行為及び当該指示を受けた時から当該違反行為が行われた時までの間における当該自動車についての当該違反行為と同一の区分のその他の違反行為（その行為の都度、同表の右欄に掲げる罪に当たる行為として認定されたものに限る。）のそれぞれについて令別表第1の定めるところにより付した基礎点数の合計をいう。）が、当該自動車の使用者の次の表2の左欄に掲げる前歴の回数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める点数以上の点数に該当することとなったときは、当該自動車の次の表3の左欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の右欄に定める期間を超えない範囲内の期間、当該自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができることとした。（令第26条の7第1項）

また、その他の違反行為には、違反行為関係累計点数に係る当該違反行為が行われた時において、当該違反行為に係る当該自動車につき使用制限命令を受

け、かつ、当該使用制限命令に従って当該使用制限命令に係る運転の禁止の期間を経過した者に係る当該使用制限命令を受ける前の違反行為を含まないものとした。（同条第2項）

表1

違反行為	自動車の使用者に対する指示	罪
法第22条の2第1項に規定する最高速度違反行為	法第22条の2第1項の規定による指示	法第118条第1項第2号又は第2項の罪
法第75条第1項第7号に規定する放置行為	法第51条の4（法第75条の8第3項において準用する場合を含む。）の規定による指示	法第119条の2第1項第1号若しくは第2号又は第2項の罪
法第58条の3第1項に規定する過積載をして自動車を運転する行為	法第58条の4の規定による指示	法第118条第1項第2号の2の罪
法第66条の2第1項に規定する過労運転	法第66条の2第1項の規定による指示	法第118条第1項第3号の罪

表2

前歴の回数	点数
なし	6点
1回	4点
2回以上	2点
備考 この表において「前歴の回数」とは、違反行為関係累計点数に係る当該違反行為が行われた日を起算日とする過去1年以内に当該違反行為に係る自動車の使用の本拠において使用する自動車の運転について、法第75条第2項又は法第75条の2第1項の規定による公安委員会の命令（当該違反行為と同一の区分の違反行為に係るものに限る。）を受けた回数をいう。	

表3

自動車の種類	期間
大型自動車、大型特殊自動車又は重被牽引車	3月
普通自動車	2月
大型自動二輪車、普通自動二輪車又は小型特殊自動車	1月

（ウ）（ア）及び（イ）の規定は、平成10年4月1日から施行することとした。

ウ 留意事項

最高速度違反又は過労運転に係る自動車の使用制限処分に関する事項は、別途

通達する。

2 車両等の使用者の義務に関する規定の整備（法第74条及び法75条の2の2関係）

（1）趣旨

最高速度違反行為や過労運転の中には、車両の使用者の運行管理が不適切であることが原因となっているものが見られることから、車両の使用者が、当該車両の運転者に、当該車両を運転するに当たって、速度及び運転者の心身の状態に関してこの法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を遵守させるように努めなければならないこととするとともに、公安委員会は、速度及び運転者の心身の状態に関して自動車の適性な使用の推進を図るため必要があると認めるときは、自動車の使用者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができることとした。

また、法第74条の2第2項の規定により、安全運転管理者の業務として交通安全教育が法定されたことから、安全運転管理者を選任した自動車の使用者については、法第74条第4項の適用を除外することとした。

（2）内容

ア 車両の使用者は、当該車両の運転者に、当該車両を運転するに当たって、速度及び運転者の心身の状態に関してこの法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を遵守させるように努めなければならないこととした。（法第74条第2項）

イ 法第74条第4項の消防用自動車、救急用自動車その他の政令で定める自動車の使用者から法第74条の2第1項の規定により安全運転管理者を選任したものを除くこととした。（同条第4項）

ウ 公安委員会は、速度又は運転者の心身の状態に関して自動車の適正な使用の推進を図るため必要があると認めるときには、自動車の使用者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができることとした。（法第75条の2の2第2項）

エ アからウまでの規定は、平成10年4月1日から施行することとした。

3 安全運転管理者等に関する規定の整備（法第74条の2、府令第9条の10及び府令第38条関係）

（1）業務関係

ア 交通安全教育関係

（ア）趣旨

安全運転管理者が行う交通安全教育は、従前は旧府令第9条の13第6号に規定する安全指導業務の一環として位置付けられてきたが、当該業務が事業用自動車の交通事故防止に果たす役割の重要性にかんがみ、これを安全運転管理者が行うべき業務として法に具体的に明記するとともに、交通安全教育指針に従って行うことを義務付けることにより、その効果的かつ適切な実施を図ることとした。

（イ）内容

a 安全運転管理者は、自動車の安全な運転を確保するために必要な当該使用者の業務に従事する運転者に対して交通安全教育を行わなければならないこととした。（法第74条の2第2項）

b aの交通安全教育は、交通安全教育指針に従って行わなければならないこ

とした。(同条第3項)

c a及びbの規定は、平成10年4月1日から施行することとした。

イ その他の業務関係

(ア) 趣旨

交通安全教育の実施、運行計画の作成等安全運転管理者としての業務を的確に行うためには、管理下にある個々の運転者の運転適性や法の規定の遵守の状況等を十分に把握することが必要であると考えられたことから、このような事項を業務として規定することとした。また、最高速度違反行為車両及び過労運転車両に係る使用者に対する措置に関する規定の整備を行ったことと併せて、安全運転管理者が運行計画を作成する際に留意すべきこととして、最高速度違反行為等の4種の違反行為の防止を明記することとした。

(イ) 内容

a 安全運転管理者は、自動車の運転に関する運転者の適性、技能及び知識並びに法及び法に基づく命令の規定並びに法の規定に基づく処分の運転者による遵守の状況を把握するための措置を講じなければならないこととした。(府令第9条の10第1項)

b 安全運転管理者は、最高速度違反行為、放置行為、過積載をして自動車を運転する行為及び過労運転の防止その他安全な運転の確保に留意して自動車の運行計画を作成しなければならないこととした。(同条第2項)

c a及びbの規定は、平成10年4月1日から施行することとした。

(2) 解任命令関係

ア 趣旨

公安委員会が安全運転管理者の解任を命ずることができるのは、従前は当該安全運転管理者が府令に定められた資格要件を備えないこととなったときに限られていたことから、安全運転管理者の解任命令の事由として、業務の懈怠に係る事項を追加することとした。

イ 内容

(ア) 公安委員会は、安全運転管理者等が法第74条の2第2項の規定を遵守していないため自動車の安全な運転が確保されていないと認めるときは、自動車の使用者に対し、当該安全運転管理者等の解任を命ずることができることとした。(同条第6項)

(イ) (ア)の規定は、平成10年4月1日から施行することとした。

ウ 留意事項

解任を命ずることができるのは、安全運転管理者が業務を怠り、かつ、これにより交通事故が発生したり違反行為が繰り返されるなど自動車の安全な運転が確保されていると認められないときである。具体的には、

(ア) 最高速度を超過する速度による運転をしなければ目的地に期限までに到達できないような運行計画を漫然と作成し、その計画に従って運転者に運転させたため、その運転者が違反行為を犯し、又は交通事故を引き起こしたとき。

(イ) 夜間又は長距離の運転時に交替運転者を配置しなかったため、居眠り運転に

よる交通事故を引き起こしたとき。

のような場合がこれに当たる。

(3) 安全運転管理者等講習関係

ア 趣旨

安全運転管理者が効果的な交通安全教育を行うためには、国家公安委員会がその手引きとして交通安全教育指針を作成・公表するほか、公安委員会が、法定講習の機会を通じて、交通安全教育指針に即したより具体的な教育手法等を伝えることが有効であると考えられたことから、講習事項の追加を行うこととした。

イ 内容

(ア) 安全運転管理者等講習は、自動車の運転者に対する交通安全教育に必要な知識及び技能に関して行うこととした。(府令第38条第1項)

(イ) (ア)の規定は、平成10年4月1日から施行することとした。

ウ 留意事項

講習カリキュラムの具体的な内容については、交通安全教育指針の公表後別途通達する。

4 交通事故調査分析センターに関する規定の整備(法第108条の14及び整備規則第2条関係)

(1) 趣旨

公安委員会が各種の民間組織又は地方公共団体に対して情報提供等の措置を講ずるに当たり、交通事故調査分析センター(以下「分析センター」という。)の分析結果等がこれに生かされることとなれば、より一層効果的な活動や対策の実施が期待されることから、公安委員会に対し第108条の26の規定により講ずる措置に対して協力する目的で分析センターが分析結果等を提供できるようにすることとした。

(2) 内容

ア 法第108条の14関係

公安委員会が第108条の26の規定により講ずる措置に対して協力するため第108条の14第2号の規定による分析の結果又は同条第3号の規定による分析の結果若しくは調査研究の成果を提供することを分析センターの事業に加えることとした。(同条第4号)

イ 整備規則第2条関係

法第108条の14第4号に掲げる分析センターの事業について、警察庁は、分析センターに対し、必要な配慮を加えることとした。(交通事故調査分析センターに関する規則(平成4年国家公安委員会規則第9号)第8条第1項第3号)

ウ ア及びイの規定は、平成10年4月1日から施行することとした。

5 地域交通安全活動推進委員に関する規定の整備(法第108条の29及び法第108条の30関係)

(1) 趣旨

地域住民に対する交通安全教育が求められている現下の情勢をかんがみると、地域の交通事情に精通し、及び地域における交通安全活動のリーダー的な役割を果た

している地域交通安全活動推進委員に住民に対する交通安全教育を交通安全教育指針に従って行わせることが効果的であると考えられることから、地域交通安全活動推進委員の活動として住民に対する交通安全教育を加え、この交通安全教育を交通安全教育指針に従って行わなければならないこととした。

また、この職務上の義務の履行を確実に担保するため、法第108条の29第5項各号に掲げる地域交通安全活動推進委員の解嘱事由に職務上の義務違反を加えることとした。

(2) 内容

ア 法第108条の29関係

(ア) 地域交通安全活動推進委員が行う活動として、適正な交通の方法及び交通事故防止について住民の理解を深めるための住民に対する交通安全教育を加えることとした。(同条第2項第1号)

(イ) (ア)の交通安全教育は、交通安全教育指針に従って行わなければならないこととした。(同条第3項)

(ウ) 公安委員会は、地域交通安全活動推進委員が職務上の義務に違反したときに、これを解嘱することができることとした。(同条第5項第2号)

イ アの規定は、平成10年4月1日から施行することとした。

(3) 地域交通安全活動推進委員に関する事項については、別途通達する。

6 積載の高さ等について特別の制限を受ける普通自動車に関する規定の整備(府令第7条の10及び府令別表第2関係)

(1) 趣旨

平成8年の道路運送車両法施行規則の一部改正により、同規則に定められている軽自動車の規格が改正され、平成10年10月1日から施行されることから、所要の規定の整備を行うこととした。

(2) 内容

ア 積載の高さ等について特別の制限を受ける普通自動車として令第22条第3号ハの総理府令で定めるものは、車体の大きさが長さ3.40メートル以下、幅1.48メートル以下、高さ2.00メートル以下の普通自動車(内燃機関を原動機とする自動車にあっては、その総排気量が0.660リットル以下のものに限る。)とすることとした。(府令第7条の10)

イ 今回の規格改定前に製作された普通自動車については、府令第7条の10の規定にかかわらず、なお従前の例によることとした。(改正府令附則第2項)

ウ 免許証に記載されている略語「軽車(六六〇)」の意味を、長さが3.40メートル以下、幅が1.48メートル以下、高さが2.00メートル以下の普通自動車(内燃機関を原動機とする自動車にあっては、その総排気量が0.660リットル以下のものに限る。)とすることとした。(府令別表第2)

エ アからウまでの規定は、平成10年10月1日から施行することとした。

(3) 留意事項

規格改定前に製作された普通自動車で、府令第7条の10に規定する普通自動車に該当するが旧府令第7条の10の普通自動車に該当しないものの積載物の高さは

3. 8メートル、高速自動車国道の本線車道を通行する場合の最高速度は100キロメートル毎時である。（令第22条第3号ハ、令第27条の2第1項第1号、同項第2号及び改政府令附則第2項）